

## 「補史」から「再構築」へ ——敦煌トルファン文書と中國中世史研究

榮新江

歴史研究者が扱う文字史料は、おおむね「原始史料」と「編纂史料」に分けることができる。前者は一般的に人為的な修飾を経ることなく直接残された一次史料を指す。後者は學者や文人が編集して書いた著作や撰述した文章を指し、これは様々な編纂の過程を経た史料である。中國史上で保存されてきた史料は非常に豊かで、かつ種類も豊富である。しかし、明清以前においては本当の意味での「原始史料」はほとんど存在しない。

ここでいう「編纂史料」には、紀傳體の正史や編年史・政書・地志・行紀・譜牒等があり、こうした史料は、確かに今日の人々が歴史の真相を認識する際の主要な根拠ではあるが、史料の中にそれ自身の偏見や傾向があると認めないわけにはいかない。たとえば中國の官僚でもある歴史家は、「天朝大國」の立場に立って、往々にして周邊の民族と國家を蔑視する態度を取り、そのために詳しく記録せず、「四夷傳」の中に放り込んで簡潔な筆致で簡単に記録をとどめるだけで、その記録も中原の人物に関する一篇の傳記にも満たないものもある。しかもその内容も中原の立場から出發して、主に人口・兵員・中原の都城に至るまでの里程・特産と朝貢の状況などを重點として、どれも中原王朝のコントロールか朝貢制度の方面から記載している。一方でその王國・部族の言語・民俗・宗教信仰・典籍文化などは、往々にして缺如している。西域地區を通った僧侶の傳記の中には、例えば玄奘の『大唐西域記』などは、ある面で正史の缺陷を補っているが、しかし玄奘は大乗佛教を信仰する僧侶であるため、西域の小乗佛教王國の信仰と教義に關しては一顧だにせず、佛教徒ではないバラモンやゾロアスター教徒に對しては、更に厳しく非難しており、詳細で正確な記載はなんら残していないと言ってよい。

現代思想が現れるに従って、傳統史料の信頼性も疑義を投げかけられ、甚だしくは傳統史料に依據して行ってきた史學研究は全て信頼できないということさえある。こうした言説は既に打ち立てられた史學の構造を覆すことはできず、筆者もこのような見方には賛同しない。しかし、結局のところ傳統史料は補うことの

できない缺陷を抱えており、それは「作者」たちが異なる角度から「材料を選」んで「編纂して書く」ことで出来上がったということそのものである。

相対的に見て、敦煌莫高窟の藏經洞とトルファン盆地のそれぞれの遺跡から発見された文書と文献は、それ自身の価値が明らかである。しかし新発見のものが最も重要な史料であるといっているのではなく、敦煌トルファン文献の構成もまた非常に複雑で、詳細に区分していく必要がある。敦煌トルファン文献の中には、傳抄の典籍、單篇の僧傳、德政碑、遯眞讚、墓誌、發願文および紀實的な變文、詞曲等があり、どれも編纂史料に屬するもので、つまり人々が何らかの意志を持って文字にしたものである。これと同時に、敦煌トルファン文書の中には、他にも大量に狹義の「文書」史料がある。これは、たとえば朝廷が頒下した勅書や、それぞれの官府の部門間で取り交わされた牒や狀、様々な機能をもった官文書や公私の書信、民間の契約、雜文、學童の習字などを指し、どれも人爲の修飾を加えられていない「原始史料」であり、極めて貴重なものである。

續々と発見され公表される敦煌トルファン文書に遭遇して、研究者たちはかなり長い間文書を利用して「歴史を補」い、「歴史を檢證」するという方向の研究をしてきた。例えば「常何墓誌」を使って「玄武門の變」の細部を補い、計帳・戸籍・手實を使って北朝隋唐の均田制度を論證し、府兵の番上の名籍と征鎮名籍を使って府兵制から募兵制への變化や行軍制から軍鎮制への轉換を研究するなど、全體的な考え方は敦煌トルファン文書を使って中原の制度史と唐朝の政治史を補正するというものであった。

今日、我々が別の角度から見ると、我々の視點は中國の傳統的な士大夫の關心とは異なるため、歴代の「編纂史料」が主に記録したのは政治史と制度史であり、社會階層から見ると主に社會の上層の人物の歴史であり、しかも男性社會の歴史であって、社會のその他の階層や女性および邊境諸民族の史料が缺如していることが判る。敦煌トルファン文書は地方社會や邊境地區で作製されたため、それなりに多くの下層階級・女性・少数民族たちの「原始史料」が保存されており、我々が今日、社會史・女性史・邊境民族史・兒童史や環境史・疾病史などの多方面を研究する際に生き生きとした材料を提供してくれている。しかもこれらの材料は人の手による「編纂」を経たものではないので、今日の研究者が傳統史家の誤りを回避して、事件が発生した當時の狀況を直接觀察し、オリジナルの史料から歴史の論文を執筆することが可能になる。

トルファン文書の多くはアスターナの墓葬から出土したため、これらの墓葬から出土した文書は、衣物疏・契約やいくつか特殊な寫本が何らかの意志をもって埋藏されたほかは、大部分はいずれも埋葬品を作製する用紙として保存されたも

のである。これらの用紙は往々にして死者あるいはその家族と関係があるもので、ある官府もしくは個人の廢棄文書をまとめて入手して、またまとめて集中的に二次利用されて墓の中に埋葬されたものである。このように今日の我々に一聯の主題に関する相對的にまとまった材料を残してくれたために、唐朝時期の西州社會のある面について仔細に觀察することができる。たとえば、李方「從史玄政的一生看高宗・武則天時期昭武九姓胡人的生活狀況」という論文では、トルファンのアスターナ 35 號墓から出土した一組の文書を使って、史玄政というこの異民族出身の小吏の様々な生活の情景<sup>1</sup>を描き出している。ヴァレリー＝ハンセン『傳統中國の日常生活の中の交渉：中古契約研究』という本の中でも、一組の契約と遺物疏・墓誌銘を用いて、西州の折衝府衛士兼高利貸であった左懂熹の平生を描き出し、契約を通してこれと關係する社會のネットワークとを再現している<sup>2</sup>。

トルファン・アスターナ第 506 および 509 號墓はいずれも張氏家族の墓地に屬しており、その出土文書は非常に豊富で、我々が唐朝時期の西州天山縣の郷里社會のある面を理解するのを助けてくれる。天山縣はトルファン盆地の西南境にあり、南に向かって天山を越え、タリム盆地の西域オアシス國家に入ったところにある。これは唐朝初年の直轄州縣の最も西境にあたり、そのためこの文書はますます貴重である。この文書の中心的な史料は 509 號墓から出土した「唐西州道俗合作梯蹬及鐘記」であり、録文は次のようになる。

(前缺) 腹。縣令王□(韶?)・丞王□等、□□□□□□(主) 簿馬瓊・尉衛綜・阮玉等、寮彩(案) 咸斯水鏡、群司仰其朱繩。清風入百姓之懷、令譽傳耆舊之口。衙官將軍趙獻璋・張承暉・王休昇等、溢氣雄圖、懷奇妙略、行資孝悌、文翰芳猷。郷官折衝張无價・中郎麴淑・張景陽・曹玄仲・張遊鶴・麴嘉忠・麴從一・麴琦・楊雅俗・馬龍・竹楷・麴驚等道門領袖、助施虔誠。大德僧清朝・惠超・法朗・明遠・惠想・法善等法主橋樑、常行不二。道門威儀汜棲霞・鍊師陰景陽等道體清虛、逍遙物外。當觀道士張眞・張巖・范仙・蘇虛・申屠甚・康鸞・蘇熹・索名等仰憑四輩、共結良緣、不憚劬勞、作斯梯蹬。觀主張駕鶴齡歲參玄、韶年入道、眞元湛寂、抱一無虧、建造鴻鐘、救拔黎庶。聞聲者九幽罷對、息嚮者六府停釀。俱沐此恩、咸登樂道。(道教符籙)<sup>3</sup>

(殘缺) …腹。縣令の王□(韶?)・縣丞の王□ら、□□□□□□縣主簿の馬瓊・縣尉

<sup>1</sup>季羨林等主編『敦煌吐魯番研究』第 4 卷、北京大學出版社、1999 年、265-286 頁。

<sup>2</sup>V. Hansen, *Negotiating Daily Life in Traditional China. How Ordinary People Used Contracts 600-140*, New Haven and London: Yale University Press 1995, pp.33-39; 魯西奇漢譯本、江蘇人民出版社、2009 年、31-37 頁。

<sup>3</sup>唐長孺主編『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、北京：文物出版社、1996 年、335 頁。

の衛綜・阮玉等ら、縣の僚屬たちはみな水鏡のように公平であり、群司はみなその朱繩（定められた基準）を仰ぎ敬っている。清らかな風が百姓の懐に入り、令譽が耆舊の口から伝えられている。衛官將軍の趙獻璋・張承暉・王休昇らは意氣に溢れ雄圖を抱き、すぐれた策略を心に持ち、行いは孝や悌に資するものであり、文章筆墨も非常に優れている。郷官折衝の張无價、中郎の麴淑・張景陽・曹玄仲・張遊鶴・麴嘉忠・麴從一・麴琦・楊雅俗・馬龍・竹楷・麴驚らの道門領袖たちは、布施をおこない謹んで誠の心を示している。大徳の僧清朝・惠超・法朗・明遠・惠想・法善らは法主橋樑として、常行は法門に背くことがない。道門威儀の汜棲霞、鍊師の陰景陽らは、道の行いは清虚であり、逍遙として俗世を離れている。當觀の道士である張眞・張巖・范仙・蘇虚・申屠甚・康鸞・蘇熹・索名らは、四方の士を仰ぎ、共に良縁を結び、苦勞を憚らず、この梯蹬を造った。觀主の張駕鶴は童年の時から道教を學び始めて道門に入り、眞元清淨にして、修養して虧けることがない。いまここに鴻鐘を造って黎庶を救い出そうとしている。この鐘の音を聞けば地獄にいる者ももはや裁かれることはなく、鐘の音が消えれば各地の府庫も酒を醸すのをやめる。すべての者が俱にこの恩を受け、みなともに樂道に登らんことを。（道教符籙）

これは寶應元年（762）と大曆四年（769）の間に天山縣の某道觀の道士たちが鴻鐘を建造し、おそらくは鐘樓の梯蹬（階段）に書くために書いた一篇の記録であり、前の方は天山縣縣令及び屬下の丞・主簿・尉および衛官將軍らに對する頌詞で、順序に従って郷官折衝の張无價、中郎の麴淑らの道門領袖、清朝・惠超らの大徳僧侶、および道門威儀の汜棲霞・鍊師陰景陽らを讃頌し、最後に當該の道觀の道士である張眞らが梯蹬を作り、觀主の張駕鶴が鴻鐘を造ったことを記している。ここに羅列された麴氏・曹氏・楊氏・馬氏は、全て高昌國から唐西州時期の地方の大姓であり、明らかに郷里社會を掌握する力を持っていた人々である。

その中の領袖は明らかに張无價である。彼は南陽張氏の出身で、高昌國の王后である張太妃と大臣の張雄の後裔にあたる。509 號墓出土の「唐西州天山縣申西州戸曹狀爲張无場請往北庭請兄祿事」と506 號墓出土の「唐天寶十載（751）張无價告身」によると、張无價は天寶十載以前に「行官・昭武校尉・行左領軍衛燉煌郡龍勒府右果毅都尉・員外置同正員」に任じられていた。これは彼の員外官で、實職は北庭乾坑戍主である。しかし開元十七年（729）に安西節度使の呂休琳の上奏によって四鎮要籍に充てられ、安西四鎮において職務に盡力した<sup>4</sup>。天寶十載に安西四鎮において、石國を平定し九國胡竝びに背叛突騎施等を破った戦役で功績を立て、「遊擊將軍・守左威衛同谷郡夏集府折衝都尉・員外置同正員」に昇任した。後に員外官の折衝の官銜をもって致仕し、故郷に戻って天山縣の人となった。そ

<sup>4</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、334 頁；『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、392-393 頁。

して社会的地位を持つものの職事官を持たない「郷官」となり、肩書を「郷官折衝」と稱した。これは地方の紳士といえる人物である。彼は玄宗皇帝が大々的に後押しした道教を信奉しており、このため地方豪族出身の道門の領袖となっていた。彼は大暦四年（769）に卒した。面白いのは、この道門の領袖の娘が出家して尼になっていることで、法名は法慈といい、馬寺の上座になっていた<sup>5</sup>。彼女は父の葬儀を執り行い、道教の方式で「買陰宅地契」を書き、父を高昌城の北にある祖塋に葬った<sup>6</sup>。張無價の弟にあたる張無場は安西都護府の流外官になっており、天山縣におけるひとかたの人物であったと考えられる。

以下の道門領袖の中では、麴氏の人物が最も多く、彼らは明らかに高昌王國の王族の麴氏の出身である。トルファン文書・墓誌・碑銘によると、麴氏は決して高昌國の滅亡とともに没落してはいない。貞觀十四年（640）に唐王朝は高昌王を捕虜として長安に連れて行ったが、ほどなくして弟の麴智湛を西州都督として派遣していることから、麴氏の高昌における勢力が一貫して存続していたことが判る。麴氏はもともと高昌地區における佛教の有力な支持者であったが、唐朝の中葉になると、彼らは新しい王朝の洗禮を受けて、道門の領袖となっていた。

もう一人の張姓の人物である張遊鶴は、これも「唐西州道俗合作梯蹬及鐘記」の表面に書かれた「寶應元年（762）康失芬行車傷人案卷」に見えている。これはソグド人である史拂那の息子の金兒と曹沒冒の娘の想子が張遊鶴の店の前で遊んでいる時に、處蜜部落の百姓である康失芬の車によって怪我をした事件に関する案卷の文書<sup>7</sup>である。「張遊鶴店」は明らかに張遊鶴が経営していた何らかの店舗であり、城の南門の交通の要道に位置していたことから、彼が當地の裕福な人物であったことがわかる。張遊鶴と鴻鐘を造った觀主の張駕鶴の名前は一字違いであり、漢人の命名の習慣を考えると、二人はおそらく兄弟で、一人は家業を行い、一人は當地の道門の領袖となっていたのであろう。一人は入道して觀主になっているというのは、出家して道士になり、道觀の主になっていたということで、張駕鶴もまた富裕な家の出身であったことが見て取れる。

楊雅俗は506號墓出土の「唐天寶七載（748）楊雅俗與某寺互佃田地契」に見える。彼は南平城に住んでいたため、高昌郡城の樊渠にある四畝の田と南平城の南にある某寺の「三畝」の土地とを交換して耕作していたというもので<sup>8</sup>、彼が土地

<sup>5</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、559-562、575-579頁。町田隆吉『唐西州馬寺小考——八世紀後半の一尼寺の寺院經濟をめぐって』、『駒澤史學』第45號、1993年、167-194頁を参照。

<sup>6</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、395頁。張無價墓については、V. Hansen, *op.cit.*, p.159; 魯西奇漢譯本、150頁を参照。

<sup>7</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、329頁。

<sup>8</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、567頁。

所有者であったことを示しており、時に歳は二十四歳であった。文書の保人の一人は彼の兄である楊處俗であった。兄弟二人の名前からみるに、士人の家庭の出身であろう。

竹楷はフルネームを竹眞楷といい、これもまた 509 號墓から出土した「唐某人與十郎書牘」に見えている。その中で、「當城置城主四・城局兩人・坊正・里正・横催等在城有卅餘人、十羊九牧（當城に城主四人・城局二人を設置し、坊正・里正・横催らで城にいるものが四十餘人にもなるのは、十羊九牧である）」とみえ、竹眞楷のこの文書には、地方の小吏では署名できなかった<sup>9</sup>。その語氣からみて、竹楷は必ずや當地の有力者であったと考えられる。506 號墓出土の「唐天寶十三載（754）楊晏租田契」に見える田主の名は竹玄果<sup>10</sup> といい、同墓から出土した「唐至德二載（757）楊晏租田契」に見える田主の名は竹玄過<sup>11</sup> といい、おそらくどちらも竹氏の家族の出身である。

この他に、道士の申屠甚もまた 509 號墓出土の「唐書牘稿」に見えており、その中で「昨日索隱兒去、附乾元錢一千、還七娘子・申屠（申屠甚）邊錢。（昨日索隱兒が行った時、乾元銅錢一千文を持って行かせ、七娘子・申屠（申屠甚）の邊の錢を還した。）」<sup>12</sup> と述べており、これもまたこの道士は非常に財力があつたことを示している。

これらの相互に關聯する人物を一緒にして考え、關係する文書を利用して考えると、開元から大曆年間における西陲の天山縣の地域社會のある情景を描き出すことができる。官府は地方の大族を利用して郷里社會をコントロールする必要があつた。これらの大族の大部分は高昌國時代からの傳統的な世族であり、高昌國の王族と王后を出していた麴・張二姓も含まれていることから、豪族が當地において打ち立てた威望はわずかの時間で失われたりはしていないことが見て取れる。これらの豪族もまた新しい王朝の政治理念と宗教信仰に適應し、佛教の外に、さらに道教に歸信し、さらに宗教を利用して地方の勢力を併せていた。本當の思想を最も反映しやすい書信の内容から考えると、これらの豪族郷官こそ、里正・坊正などの地方の小吏などには目もくれない、實際の地方社會の掌握者であつた。これらの豪族は強大な經濟力をもっており、土地以外でも、シルクロードの都市として店を開いて商業を營み、商業に従事するソグド人、遊牧を行う突厥系の人々などを含むその勢力下にある民は、これらの少數民族も含め、氣が回らずに車の事故を起こしてしまった時も含めて、完全に唐朝の法律による判決に従っていた。オリジナルの官私文書は、我々が一幅の豊かで多彩な唐朝邊陲の地域社會の情景

<sup>9</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、336 頁。

<sup>10</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、569 頁。

<sup>11</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、572 頁。

<sup>12</sup> 『吐魯番出土文書』圖錄本第肆冊、337 頁。

畫を「再構築」するために、實に得難い史料なのである。

敦煌トルファン文書を利用して歴史の研究を行うことで、我々は実際に「編纂史料」と「原始史料」がどれほど異なるかを體感することができる。ここで歸義軍節度使張淮深の記録を例として挙げてみよう。

中和二年（882）に敦煌の官府が節度使である張淮深のために立てた「敕河西節度兵部尚書張公德政之碑」（以下、「張淮深碑」と略稱）では、張淮深を頌えて「屯戍塞天驕飛走、計定郊陞。斥候絕突騎窺竄、邊城緩帶。兵雄隴上、守地平原、奸宄屏除、塵清一道。加授戸部尚書、充河西節度。（邊塞に屯戍していた天驕の騎兵が飛ぶように逃げていき、計略をもって郊陞は定まった。斥候を出して敵の突騎が我が國土を窺うのを杜絶させ、邊城は穏やかに治まった。我々の雄兵が河隴地區に雄居し、平原地帯を守護して奸邪を取り除き、河西回廊の道は清らかで塵ひとつない。そこで朝廷は張淮深に戸部尚書を授け、河西節度使に充てた。）」<sup>13</sup>と述べている。同じく敦煌の文人が撰述した「張淮深變文」（P.3451）でも、張淮深（尚書）が回鶻の部衆を捕獲し、朝廷に報告し、唐朝の皇帝が「乃命左散騎常侍李晟甫・供奉官李全偉・品官楊繼瑀等上下九使、重賚國信、遠赴流沙、詔賜尚書、兼加重錫（そこで左散騎常侍の李晟甫、供奉官の李全偉、品官の楊繼瑀ら上下九使に命じて、重ねて國信を賚わり、遠く流沙を越えて赴き、詔して尚書を賜い、兼ねて重錫を加えた）」<sup>14</sup>ことを述べている。このように、編纂史料の言うところでは、張淮深は自ら統治する境域内で早くから「河西節度使」を稱していたことになっている。しかし「光啟三年（887）沙州進奏院狀」（S.1156）という原始史料に記すところでは、次のように書かれている。

進奏院 狀上

當道三般專使所論旌節次第逐件具錄如後

右伏自光啟三年二月十七日、專使押衙宋閏盈・高再盛・張文徹等三般同到興元駕前。十八日、使進奉。十九日、對。廿日、參見四宰相・兩軍容及長官、兼送狀啟信物。其日面見軍容・長官・宰相之時、張文徹・高再盛・史文信・宋閏盈・李伯盈同行□定、宋閏盈出班、祉對叩擊、具說本使一門、拓邊效順、訓襲（習）義兵、朝朝戰敵、爲國輸忠、請准舊例建節、廿餘年、朝廷不以（與）指撝、今因遣閏盈等三般六十餘人論節來者。如此件不獲、絕商量、卽恐邊塞難安、專使實無歸路<sup>15</sup>。

進奏院狀上

<sup>13</sup>榮新江「敦煌寫本『敕河西節度兵部尚書張公德政之碑』校考」、『周一良先生八十一生日紀念論文集』、北京、1993年に初掲；ここでは『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』、上海古籍出版社、1996年、404頁によった。

<sup>14</sup>黃征・張湧泉『敦煌變文校注』、北京：中華書局、1997年、191-192頁。

<sup>15</sup>榮新江『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』、187頁。

當道（沙州歸義軍）の三次にわたる專使の論ずる所の旌節の次第は、件を逐って具に録すること後の如くである。

右、伏しておもんに光啟三年二月十七日より、專使押衙宋閏盈・高再盛・張文徹ら三次の使團は共に興元におられる皇帝の車駕の前に到った。十八日、專使が朝廷に禮物を進奉した。十九日、專使が入朝して應對もうしあげた。二十日、專使が四宰相・兩軍容及び長官にお目にかかり、兼ねて狀啟と信物を送った。その日、軍容・長官・宰相にお目にかかる時、張文徹・高再盛・史文信・宋閏盈・李伯盈らが共に行き、その中の宋閏盈が列から出て應答し、懇切に申し上げた。具に述べるに、本使（沙州歸義軍節度使の張淮深）一門は、邊疆を開拓し、朝廷に恭順であり、義兵を訓練し、日々敵と戦っており、國に忠義を盡くしている。そこで舊例に倣って節度使の旌節を賜らんことを願っていたが、二十數年來、朝廷はご指示を與えられないことがなかった。そのため、今（宋）閏盈ら三次の使節團六十餘人を派遣して旌節を求めるのである、と。もしもまた旌節を得られず、商量もなさないのならば、おそらくは邊塞は安んじ難く、專使たちも實に歸路もないことになるだろう。

これによって、我々はこの「河西節度」は少なくとも光啟三年になっても、まったく唐朝の認可を得られていなかったことが分かる。もう一種類の編纂史料である「歸義軍節度使檢校司徒南陽張府君（淮深）墓誌銘」（P.2913-2）では、「乾符之政、以功再建節旌、特降皇華、親臨紫塞、中使曰宋光廷。（乾符の時期（874-879）の政では、功績によって再び節旌を建てた。特に勅使を降され、親しく萬里の長城にまでおいでになった。遣わされた中使は宋光廷である。）」<sup>16</sup>と述べられている。しかし「光啟三年進奏院狀」によると、乾符年間（881-885）には「再建節旌（節旌を再び建てる）」などということは全くなかったことがわかる。日本の京都にある有鄰館が所藏する敦煌文書の後ろに書かれた文字には、

旌節。文德元年（888）十月十五日午時入沙州、押節大夫宋光庭、副使朔方押牙康元誠、上下廿人。十月十九日中館設後、廿日送<sup>17</sup>。

旌節。文德元年（888）十月十五日午の時に沙州に入る。押節大夫の宋光庭、副使の朔方押牙康元誠、上下あわせて二十人である。十月十九日、沙州歸義軍節度使が中館で宴を設けた後、二十日に送り出した。

とみえ、これによって我々は張淮深が文德元年十月中旬に、やっと最終的に朝廷から歸義軍節度使の節旌を與えられたことがわかる。しかし、こうした美しい光

<sup>16</sup>同上書、185頁。

<sup>17</sup>同上書、191頁。



景は長続きせず、一年すこし後には沙州の兵變が起こり、張淮深一門は殺害されたのであった。

このように、「張淮深碑」・「張淮深墓誌銘」と敦煌の当時の官私文書を比較することによって、「碑」と「墓誌銘」に記されているような、張淮深が沙州の首領として軍民を率いて西北地方と周邊の部族を打ち破り合併したという状況には基本的に誤りはないものの、上にも述べたようにその中にみえる張淮深が早くから河西節度使であったという表現は、明らかに史實とは異なることが判るのである。もし原始史料が保存されていなかったならば、我々は晩唐の歸義軍におけるこの複雑な歴史を明らかにすることはできなかつただろう。

21世紀の敦煌トルファン研究は卓越した新しい歩みを必要としており、先人が提唱した「補史」や「證史」というだけのレベルに留ってはならない。敦煌トルファン文書の特徴を十全に利用して、新しい歴史の一篇を「再構築」しなければならないのである。（西村陽子譯）

（作者は北京大學中國古代史研究中心教授）